

第六節 糖業政策

奄美諸島全般における糖業の由来、藩の政策等については「和泊町誌民俗編」に述べられているので、ここでは沖永良部に重点を置いて述べることにする。

一 沖永良部の糖業開始

奄美大島で糖業が始まったのは、「名瀬市誌」によれば元禄初期である。一方、沖永良部で甘蔗を栽培するようになったのは文化・文政のころとされている。前者を仮に一六九〇年、後者を一八二〇年とするとその間百三十年、大島・喜界・徳之島三島では黍作が苛酷な強制下で行われていたにもかかわらず、これだけの長期間沖永良部はそれに無縁であった。

安永六年（一七七七）、三島に対する惣買入れが実施される。それは藩庁から派遣された代官ですら「惣買入

と云ふときは、島民商売の交易を禁じて諸税の余りを悉く諸品に易へて同じく上に奉る。「是人君民の利を貧るに似たり恥ずべきに非ずや。」と批判したほど非情なものであった。^①ところがこの惣買入れは十年しか続かなかった。このころまた沖永良部では砂糖を作っていない。天保元年（一八三〇）、第二次の砂糖惣買入れが実施される。これは第一次以上に収奪を徹底したもので、三島は疲弊のどん底に陥る。このころになると沖永良部でも黍作は始まっていただろうが、それは一部農民の任意によるものだったと思われる。少なくとも藩庁による干渉は受けていない。

ところが、この惣買入れに遅れること二十三年の嘉永六年（一八五三）に、とうとう沖永良部にも惣買入れが実施されるようになった。

ここで疑問が生じてくる。砂糖は藩庁に法外な利益をもたらすものであるにもかかわらず、一世紀余りの間なぜ沖永良部は黍作を強要されなかったか。また、惣買入れの実施が二十余年も遅延されたのだろうか。

二 糖業開始が遅れた理由

「大御支配次第帳」^②によると、沖永良部の石高は六百四十石（石以下切り捨て）、人口二万八十七人、喜界島は石高一万八百三十六石、人口一万八十五人である。両島とも人口を百とすると、沖永良部の石高は六十四、喜界は約二倍の百二十二となる。現在の時点からすると首をかき上げたくなるような数字である。喜界の過重負担、沖永良部への過少評価ともみることができ、また、当時はそれほど沖永良部の生産力は低かったとみることもできる。

ともあれ、藩庁が低生産島として沖永良部をとらえていたことに間違いはない。だとしたら、藩庁として最も重要なことは沖永良部の生産力を上げ、貢米を確保させることである。そのため他島には類を見ないほど多数の溜池たまりが開削された。（先田光演氏は元禄三年から嘉永三年までの百六十年間に約三十カ所の溜池が開削されたものと推計している）^③このことが後に述べる「沖永良部島之儀、専稲作仕候」という文面に表れている。

第二に次のような理由が考えられる。北三島に黍作を

強要すると、当然食糧生産のための田畑は制限され、縮小される。沖永良部の米は近接の徳之島の飢饉に対する応急備蓄、同島産糖の代米供給地という役割を背負わされていたのではなからうか。数多くはないが「徳之島前録帳」には次のような記録がある。（文面意訳）

「文化十一年（一八一四）、凶年、与人行孫等御救米願として上国、与人福美等琉球へ、黍横目富久岡沖永良部へ渡海。

去夏（天保元年か）大風、飯料差支え飢餓、琉球へ御救米掛合いのため与人福信等差渡り、春粟五十石並びに沖永良部島□□二十五石積入れ七月帰島。

沖永良部島から当島への御替米は嘉永六年から同島も惣買入れとなったため当年限りとなる。沖永良部島地船四艘から積渡しの折……」

第三に砂糖運搬の実務にあたる船頭・水主らの抵抗ということも考えられる。先に述べた北三島に対する第一次の惣買入れは十年後の天明七年（一七八七）には解除になっている。すなわち、船頭・水主らにも利益を得させるためには、彼らの自由売買に任される余計糖という

のを認めざるを得なくなったからである。

ところが、天保元年（一八三〇）、再び惣買入れを実施すると船頭たちは余計糖売買による利益を失うことになる。生命の危険にさらされながらも砂糖運送の任にあたる彼らから不満の声があがるのは当然である。

「調所笑左衛門履歴概要」には次の注目すべき一文がある。「亦砂糖の価低くなりたる年、外に産物を殖さんと需むれども他に良産なき時、沖の永良部の一島を諸人の交易を停め三島と同じくせんと云ひしか、尤もなり、去りながら残らず利を納しては下々立ち難し」と藩財政を立て直しの最高責任者である調所は「砂糖の値段が下落して藩収が減少した場合は沖永良部にも惣買入れを実施してはどうか」という進言に対して、「すべての利を吸いあげると下々が立ち難い」と答えているのである。すなわち三島の砂糖は一斤残らず藩庁が買い入れて、船頭たちには一指も触れさせないかわりに、沖永良部という特別地区（諸人の交易の地）を設け、その砂糖は彼らの自由売買に任せて不満解消策としたのである。

第四にささやかながらも島民の抵抗ということが考えられる。先にあげた「沖永良部島之儀、専稲作仕候」は

文化二年（一八〇五）、与論島の掟・目差・横目・与人らが連名で同島に派遣された付役山本源七郎に出した口上書^④の冒頭である。

「沖永良部島はこれまで専ら稲作をしてきたが、近年百姓共が困窮している。黍作を始めたら糖価は徳之島定式買入れ糖より代米一合増しとする。その分貢米から差引くことができるので島の潤いにもなるではないか」との藩庁から沖永良部代官への通達に対して、与論の前記役人たちは次のように丁重に断わっている。

当島は竹木なく、居宅・農具・燃料等にも不自由し、琉球の山原から購入している次第である。このような島で製糖を始めると多くの薪を必要とするため期待どおりにはできず、かえって厄介をかけることになりはしないか。また、必要な品々を他島から求めなければならぬので、定められた期日まで製糖ができるかどうかもおぼつかない次第である。さらに、製糖は十二月から二月ごろまでがその期間であるが、当島は一、二月ごろまでは兩次第牛馬による田の踏み付けをしなければならぬ多忙な時期である。この時期に製糖もとなると稲作はできなくなる。「何卒黍作之儀へ御免被仰付被下度奉願上候」

れた。

もはや船頭らの不満、島民の意向などには構っておれなくなり、嘉永六年（一八五三）、沖永良部もついに惣買入れの枠内に組み込まれたのである。

「大島代官記書抜」^⑤にはその前々年、嘉永四年正月、藩庁から沖永良部代官への通達が載せられている。文字文脈等不明の点も多いが、その概要は次のとおりである。これによって「諸人の交易の地」であった沖永良部の様子をうかがい知ることができる。

「沖永良部へは毎年十四五艘の船が下島している。その際、米・茶・たばこ・諸白・そうめん・魚・木綿・反物・小間物類に至るまで過分に持ちくだつて仮屋（藩役人役所）元で市を開いている。目の前に品物があれば欲しくなるのは人情で、しかも掛け売りなので後難もわきまえず買入れる。仮屋元で売りさばけない品物は他間切に持っていき、不要な品までも村の功才（在地下級役職名）に届け、押し売りするのを手柄のようにしているとのことである。そのため、当然納入すべき砂糖の未進か四百万斤（当時一年の産額は約百三万斤）にも達している。このままではどれほど砂糖が出来増ししても未進

（原文意識）

彼らが述べているのは与論島についてであるが、沖永良部とても実情はこれと大差があったはずはない。また、文面にこそ表れていないが島の上層部は砂糖を作らされている三島の窮状を十分に知っており、その轍^⑥を踏まされてはなるまいと警戒していたのであろう。

三 沖永良部糖の惣買入れ

沖永良部糖の惣買入れに対しては否定的な調所が嘉永元年（一八四八）には江戸藩邸で自殺し、同四年には調所に批判的な島津斉彬が藩主となった。このころの日本には、欧米諸国による植民地化の危機が迫っていた。

嘉永三年、四年、五年と続いて英艦が琉球に来航、同六年四月と十二月には米使ペリーが同じく琉球に来航している。

このような流れの中にあつて、斉彬は多大な経費をものともせず海防強兵策を進め、藩内各地に砲台を築いた。嘉永五年には、わが沖永良部にも野戦筒・砲丸等が送られ、弁天神社隣の小屋に収納、兼久墓北に射場が設けら

糖を解消するのは容易でない。諸人交易の品は米・大豆・綿・鍋・半釜^{はがま}等日常無くてはならぬ物に限り、魚類・器物・小間物等は島人が注文した以外は持ち下つてはならない」

この通達からして、藩庁はかなり詳細に島の実情を把握できるようになっていたものと思われる。そして、やり方によっては沖永良部に惣買入れを実施してもならん支障なく、しかも、米・砂糖の生産を両立できるとの確信を深めていったのではなからうか。

四 島民の反応

「諸人交易」は前述のような弊害を伴っていたので、いくつかの恩典とともに実施された惣買入れは、むしろ当時の島民から歓迎されたようである。「沖永良部島沿革誌」^⑥は次のように述べている。

「数十年来、本島詰の藩吏が鹿兒島より物品を輸入して、本島産の砂糖と交易せしが、愚民は前後の勘弁無きため負債となるのみならず、或は交易の残品あれば不要の物品と雖も強売され、剩へ用夫としての使役多く私事

を為すの暇無く、田圃は荒蕪し困窮日に迫り、妻子離散するの有様なりき。又智能徳望ありても賂資無ければ役職に登るを得ず。藩庁においてもこの事情を伝聞し、人選を厳にして代官一名、見聞役二名、付役二名を満二年交代にて差遣することなし、又旧債の貸借を停止して大いに無用の失費を省き、且つ課役の軽減を図る。従前の用夫たるや種々の雑役に引去られて公役を勤むる現夫は僅かに三百人なるを以て、殆んど月の半分はこれに従ふため自家の仕事を為す暇無き有様なりき。因つてこの年用夫の調査を行ふ。これによりて、男子十五歳以上六十歳迄の者三千二百十九人、内与人以下間切横目・田地横目等役吏の子供、郷土格、詰役の子供、並に病者千二十五人を除きて現夫二千百九十四人となる。爾来物品砂糖の積却・道路・堤防・溜池普請の出夫も年に八、九日乃至十一、二日回りとなり、農事に働くことを得て民の悦び限りなし。日用必需品の購入は所謂官買となる。先づ品物は公費(役場の費用)を以て購入し、産糖の見賦りに応じて配分す。若し天災等のため砂糖の産額が品物の代に不足する時は無利息にて延期を許す。産糖は惣て藩庁において買上げ、音物用としての小樽(一挺凡そ二

島惣買入後の一昨年分七千両程と聞き、昨年も凡六、七千両の益ならんとあり、成績良好であったと見られる」とある。

それでは、沖永良部にとってはどうだっただろうか。惣買入れ以前の天保八年(一八三七)から、嘉永六年(一八五三)までの十七年間の年生産額は百二万斤であるのに対して、惣買入れから九年後の文久二年(一八六二)には二百六万斤と二倍の産出を示している。もつともこれは「古来始めての産額」で特例ともいふべきものであるが、その前年六三町余を開墾し増植した結果とも言えよう。また、事業上藩政の継承であった明治五年には二百三十二万斤を産している。^⑤

このような飛躍的増産の陰には厳しい督励があったことは容易に想像できるが、それによって島民は潤ったのであろうか。否である。一度旧債を全免されてもその年からまた新たな債務を背負わねばならなかった。嘉永六年から二十年後の明治六年には「保護会社(藩立)に対する物品代百四十六万斤余の未済分あり。而るに本年の砂糖産額は凡百四十万斤の予想なるを以て之を挙げて右未済分を納入すれば日用品の購入出来ざる状態」^⑥となつ

十五斤人)六百挺の外は一切他売を許さず。砂糖と日用品との交換率は、木綿一反砂糖三十斤換、種子油一升砂糖三十斤換、百田紙一束砂糖三十斤換の如く高価なるも、従前に比して民生の途立つに至る。尤も大島・喜界島・徳之島には文政十二年(二十四年以前)よりこの方法施行せられ、鹿児島にある取扱所を三島方と云へり。年貢米は砂糖換納となる。起枘^{おこし}四合(先枘^{さき}四合二勺四才)砂糖一斤換納なり。(先枘は現合の枘にして年貢米の賦課額は起枘による)売官の風肅正せされ、品行方正才能ある者は島吏に挙用の途開かる^⑦。

また「沖永良部島代官記事録」^⑧には、「当御代より御仕向替被召替、従前之交易代及び諸物一切御省略被仰渡、人民之幸福無上之仕合有難奉合掌候」とある。

五 惣買入れ開始後の状況

以上の文面をそのまま受けとればすべて万々歳であるが果たしてそうであっただろうか。

確かに藩にとつては大きな収益となった。「県史」は「安政三年正月二十九日、名越彦太夫宛斉彬の状に、沖永良部

たのである。

ともあれ、北三島は藩政時代において粗放的な黍作を中心とした期間が長く、沖永良部は集約的な稲作を主体とする期間が長かった。この経験の差が農民の性格にも差を生ぜしめ、そのことが明治・大正・昭和の歩みにも大きく影響したものと思われる。

注①「大島私考」文化二年春から同四年春までの大島代官本

田孫九郎の手記

②福岡大学研究所発行「道之島代官記集成」中記載「大御支配次第帳」

③「奄美郷土研究会報」23号所載薩摩藩の沖永良部支配」先田光演

④「道之島代官記集成」中記載「与論在鹿児島役人公文綴」冒頭に「沖永良部嶋之儀」とありながら、この口上書の発信者は与論島与人らである。当時沖与両島は沖永良部代官の管轄下にあった。「沖永良部嶋之儀云々」は藩庁から沖永良部代官への通達文の引用だと思われる。

⑤「大島代官記書抜」による。この写本の末尾には「本書ハ大正十年八月教員夏期講習之節沖繩図書館長伊波文学士携帶二付写」とある。書き抜きしたのは操垣勁もしくは彼に近い人であろう。

⑥ 「沖永良部島沿革誌」は操垣勁編
⑦ 「沖永良部島代官記事録」は「道之島代官記集成」中所
載。

⑧⑨ 「沖永良部島沿革誌」による。
参考論文

「薩藩の大島と沖永良部に対する糖業政策の差異」甲東哲（奄
美郷土研究会報第一号三四、一〇刊）

「薩摩藩の沖永良部支配」先田光演（奄美郷土研究会報第三三
号五八、二刊）